

昭和49年9月26日

通商産業局商工部流通消費課長 殿

通商産業省産業政策局消費経済課長

前受金保全措置としての保証証券（シェアティボンド）の  
利用について

前受金保全措置としての保証証券の利用については、法律上なお検討を要する問題があると考えておりますが、このほど社団法人日本損害保険協会から各会員損害保険会社に対して別紙のとおり通知した旨申し出がありましたのでお知らせします。

貴局におかれても当分の間、保証証券は前受金保全措置として受理しないよう願います。

協 新 74-29号  
昭和49年9月24日

会 員 会 社  
保証証券業務担当課長 殿

社団法人 日本損害保険協会  
専務理事 今井文雄

割賦販売法に規定する前受金保全措置としての  
保証証券の利用について

ご高承のとおり、許可割賦販売業者または前払式特定取引業者がその事業を行う場合には、割賦販売法第18条の3ないし第18条の5または第29条の6において準用する第18条の3ないし第18条の5に基づき、毎年3月31日および9月30日を基準日とし、基準日までに受領した前受金の額にしたがって定められる一定の保証金を供託するかまたは保証金の供託委託契約を締結するという、前受金の保全措置を講ずることとなっております。

さて、この前受金保全措置の一方法として保証証券を利用する問題につきまして、他の法律についての運用への影響も考慮しつつ検討をしておりますが、保証証券業務の保証委託契約・保証契約が「供託委託契約」に該当するか否か等、保証証券の利用について結論を得るにいたっておりません。

つきましては、上記結論を得るまでは、前受金保全措置について、保証証券の販売はできませんので、昭和49年9月30日を基準日とする前受金保全措置として保証委託契約の引合いがありました場合には、上記事情をご説明頂き混乱のないようお取り計らい願いたくご通知申し上げます。

以 上